

小規模事業者経営改善資金

事業資金の調達に **マル経融資**

マル経融資とは、商工会議所で経営指導を受けている小規模事業者が、**無担保・無保証人**で融資を受けることができる制度です。

融資限度額

最大 **2,000**万円

利率（年）

[令和6年8月1日現在]

1.45%

返済期間

(うち据え置き期間)

運転資金 **7年以内** (1年以内)

商品・材料の仕入れ資金、諸経費の支払いに

設備資金 **10年以内** (2年以内)

店舗・工場の増改築、什器・備品の購入に

融資対象

- * 従業員が20人以下の小規模事業者
商業又はサービス業は5人以下
宿泊業及び娯楽業は20人以下
- * 館林市内で1年以上営業しており、
所得税(法人税)・事業税・住民税を完納していること
- * 商工会議所の経営指導を6か月以上受けていること

令和6年度から市による**マル経融資の1年間利子補給制度**が始まっています！

※詳細は分かり次第会報へ掲載します

市制施行70周年記念事業

第42回 令和6年度 館林市

市民大学講座

第1回 9.18(水)

「チームワーク」 柏原竜二氏

第2回 10.1(火)

「おばちゃん目線で見える社会の問題」 谷口真由美氏

第3回 10.8(火)

「大河ドラマ『光る君へ』の時代の館林」 早川知佐氏

第4回 11.4(月・祝)

「私とテレビ」 関口宏氏 × 小林紀子氏

第5回 11.21(木)

「私のピアノ革命」 ケイコ・ボルジェソン氏

●会場：文化会館カルピス®ホール

●受講料：2,500円(全5回)

問合せ：市民大学講座実行委員会事務局

(館林市教育委員会生涯学習課内)

☎0276-47-5166

〒374-8501 館林市城町1-1



屋外広告物美化キャンペーンを実施します

9月1日～9月10日は国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」です。群馬県においても、9月1日～9月30日を「屋外広告物美化キャンペーン」実施期間として、違反簡易広告物の除却作業や違反広告物の是正指導等、屋外広告物の適正表示に向けた取り組みを重点的に実施します。

住民のみならず、無断で自宅の塀に表示されている広告物や道路上に設置されている広告物等、違反広告物と思われるものを見つけた場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

○屋外広告物にはルールがあります

私たちの周りには、さまざまな屋外広告物があります。これらは、情報発信やまちのにぎわいを創出する重要な広告手段ですが、無秩序に設置されるとまちの景観を害してしまいます。また、適切に管理されていないと、落下などの事故を起こすおそれがあります。

群馬県では、屋外広告物条例を制定し、屋外広告物が設置できる地域や大きさ、点検義務など、設置する際のルールを定めています。館林市で屋外広告物を設置するためには、群馬県屋外広告物条例に従って、原則、許可を受けることが必要となります(小規模な自家広告物等、一部の場合を除く)。許可申請窓口は、館林土木事務所です。

ルールを守って、適正な屋外広告物の設置をしましょう。

屋外広告物に関する基準や許可の申請方法については、群馬県のホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/11404.html>)からも確認できます。ホームページ上に「屋外広告物の手引き」も掲載していますので、ご参照ください。

問合せ先 館林土木事務所施設管理係

TEL：0276-72-4355 / FAX：0276-75-3409

会員のみなさまの親睦と健康増進の機会に！

第40回 会員親睦ゴルフ大会

■日時

令和6年

11月7日(木)



■場所

唐沢ゴルフ倶楽部 唐沢コース
(栃木県佐野市)

■参加資格

館林商工会議所 会員事業所の方

■参加費

会員 1名 4,000円

非会員 1名 5,000円

(プレー費等は各自精算となります)

■競技方法

ペリア方式(オーバーはトリプルまで。上限36)

お申込み・お問合せ

館林商工会議所 ☎0276-74-5121